

改正	現行
<p>費」と、第21条中「前条」とあるのは「第53条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第53条において準用する次条」と、「第23条」とあるのは「第53条において準用する第23条」と、第28条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第31条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費又は障害児入所医療費」と、第38条第2項中「あらかじめ」とあるのは「主として自閉症児を受け入れるものを除き、あらかじめ」と、第39条第1項中「、前条第1項の医療機関その他」とあるのは「その他」と、第50条第2項第2号中「第15条第1項」とあるのは「第53条において準用する第15条第1項」と、同項第3号中「第31条」とあるのは「第53条において準用する第31条」と、同項第4号中「第40条第2項」とあるのは「第53条において準用する第40条第2項」と、同項第5号中「第46条第2項」とあるのは「第53条において準用する第46条第2項」と、同項第6号中「第48条第2項」とあるのは「第53条において準用する第48条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>条中「前条」とあるのは「第53条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第53条において準用する次条」と、「第23条」とあるのは「第53条において準用する第23条」と、第28条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第31条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費又は障害児入所医療費」と、第38条第2項中「あらかじめ」とあるのは「主として自閉症児を受け入れるものを除き、あらかじめ」と、第39条第1項中「、前条第1項の医療機関その他」とあるのは「その他」と、第50条第2項第2号中「第15条第1項」とあるのは「第53条において準用する第15条第1項」と、同項第3号中「第31条」とあるのは「第53条において準用する第31条」と、同項第4号中「第40条第2項」とあるのは「第53条において準用する第40条第2項」と、同項第5号中「第46条第2項」とあるのは「第53条において準用する第46条第2項」と、同項第6号中「第48条第2項」とあるのは「第53条において準用する第48条第2項」と読み替えるものとする。</p>